

営業許可書

指令草保 第 1-749 号
平成 29 年 1 月 17 日

住所又は主たる
事務所の所在地 東京都中央区日本橋本町4-10-7

氏名又は名称 東京高分子株式会社
阿部 修 様

埼玉県草加保健所長 田邊 博義



平成 28 年 11 月 30 日 付けで申請のあつた食品営業については、食品衛生法第 5 2 条 の規定により、下記のとおり許可する。

記

1 営業所の所在地 埼玉県八潮市南後谷 3 7 1

2 営業所の名称、屋号又は商号 東京高分子（株） 草加事業所

3 許可事項

営業施設符号 75・234・010868

営業の種類	許可の有効期間						許可の条件
	年	月	日から	年	月	日まで	
清涼飲料水製造業	29	3	1	35	2	28	
	[以	下	余	白]	

教 示

- 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。
ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 取消訴訟について
この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。
ただし、この処分があつたことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。